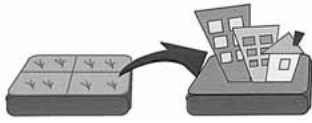


農地の転用には許可が必要です

農地転用とは？

農地を住宅、道路、山林などの用地に転換すること



一時的な農地転用は？

農地を一時的に農地以外に使用すること



農業委員が農地パトロール

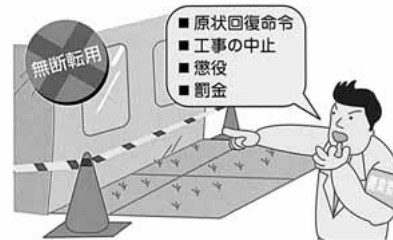
毎年8月頃実施しています



許可なく転用したら...

無断転用の罰則

- ・知事は工事の中止、原状回復命令が出せる。
- ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金が適用されます。



相談は、農業委員会または地区担当委員まで

- ・農地転用申請は農業委員会(養父地域局内)へ
- ・転用相談は農業委員会または地区担当委員へ



養父市農業委員会 担当地区一覧表(敬称略)

旧町	委員名	担当地区
八鹿	西村 一男	小山、朝倉、国木、米里
	守本 照雄	駅前、大森、諏訪町、下町、宮町、仲町、新町、元町、旭町、京口、天子、栄町、一部
	安井 繁成	下網場、扇町、上網場、舞狂
	珍坂 一伸	九鹿、岡、馬瀬、石堂、今井、中村、椿色、石原、日畑、加瀬尾
	川端 一吉	高柳下、高柳上、高柳向、高柳谷、万々谷
	太田 豊	畑ケ中、向八木、下八木、中八木、上八木、今滝寺
	加藤 勸	浅間、伊佐、坂本
	齋藤 節夫	岩崎、大江、上小田、下小田
	池田 立身	寄宮、町、川東、川西、門前、奥三谷、口三谷、青山
	神谷 満	長野、中央、野谷
養父	岸本 六夫	建屋、餅耕地、新町、
	柳生 勝利	森
	西垣 勝美	三谷、船谷
	日下部一宏	畑、大坪
	井上 春巳	稲津
	政次 哲雄	新津、新津上、玉見、左近山、伊豆、浅野
	羽瀧三智男	十二所二、十二所一、広谷、上箇

旧町	委員名	担当地区
養父	守本 國美	上野、東上野、はさまじ、小城
	山崎 教行	藪崎、上藪崎、大藪
	平山 正邦	養父市場、大塚、堀畑
	宮本 國男	鉄屋米地、口米地、中米地、奥米地、高中
大屋	三方 正志	由良、中、おうみ、樽見
	栃尾 孝志	夏梅、上山、宮垣
	林田 忠利	大屋市場、山笠、加保、大杉
	正垣 善信	糸原
	石田 齊	宮本、須西、和田
	和田真由美	門野
	中尾登美夫	蔵垣、筏、中間、栗ノ下、若杉、横行
関宮	佐納 功	三宅、向三宅、大谷、万久里
	山根美智子	和多田
	中村 増雄	尾崎、関宮、相地
	井上 幾久	八木谷、下吉井、吉井、中瀬
	西村 義光	葛畑、出合、小路頃、川原場
	西谷 茂廣	轟、鶴縄、安井、別宮
市内	田中 勇	外野、草出、梨ヶ原、丹戸、奈良尾、福定、大久保
	内田 卓巳	高柳土地改良区 南但馬東部土地改良区

(お問い合わせ) 養父市農業委員会 (☎ 664-1450)、
八鹿振興課産業係又は各地域局産業建設課